

## 1. 投資用不動産向け融資に関する一斉検証について

- 投資用不動産向け融資については、顧客の収入状況等の改ざんや抱合せ販売等、顧客保護等の観点からの問題や、顧客が返済不能となり金融機関において損失が生じるといった信用リスク管理上の問題が確認されているところ。
- 9月に公表した「実践と方針」にも記載のとおり、当庁は、投資用不動産向け融資に係る融資審査・管理態勢、顧客保護等管理態勢や法令等遵守態勢に問題がないか、横断的なアンケート調査を通じた深度あるモニタリングを実施する。
- アンケート調査へのご回答をお願いしたい。

## 2. コンプライアンス・リスク管理基本方針について

- 本年7月より意見募集を行った「コンプライアンス・リスク管理基本方針」について、頂いたご意見を踏まえて必要な追記・修正を行い、10月15日に公表した。皆様からも、ご意見を提出いただき、感謝申し上げます。
- 各金融機関において、コンプライアンスは経営の問題であるとの認識が醸成されること、ビジネスモデル・経営戦略と一体の最適なリスク管理態勢の整備や問題事象の未然予防に向けた自律的な取り組みがなされることを期待している。是非、各金融機関において、そのビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、何が自社にとってのリスクにつながるか検討を進めていただきたい。
- 今後、先進的な取り組みも含めて、広くコンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行いたいと考えており、引き続きご理解・ご協力をお願いする。収集した事例やプラクティス、共通課題等を取りまとめ、皆様にフィードバックさせていただきたいと考えている。

### 3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化について

- 前回の意見交換会（9月11日）においても、マネロン・テロ資金供与対策の強化についてお願いさせていただいているが、本件は極めて大切な問題であるので、今一度、お願いさせていただきたい。
- 皆様のマネロン担当部署と当庁の担当室との間では、すでに緊急チェックシートやギャップ分析等を踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策の進捗状況についてヒアリングをさせていただいているが、現時点で、FATF が期待する水準に達していない先があり、より一層のスピード感をもった対策の推進が必要と考えている。
- メガバンクをはじめとする各行におかれては、来年秋に予定されているFATF 対日相互審査のインタビューを受ける可能性が極めて高いことから、自らがインタビューを受けるという認識で、「我が事」として態勢整備を進めていただきたい。
- 特に、審査で問われるのは、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策の構築とその有効性であり、包括的かつ具体的なリスク評価とリスクに応じた低減措置をどの程度適切かつ有効に行っているか等、FATF の審査手引書に定められた審査項目に沿って、具体的な文書や取引管理状況等の証跡に基づいた合理的かつ説得的な説明を行う必要がある。
- 残された時間は少ないが、具体的にどのような態勢を整備していくかという段階に移ってきており、引き続き、業界内外との連携や当局と連携を密にして、来年秋のFATF 審査に備えていただきたい。
- なお、海外の事例であるが、先月、デンマーク最大の銀行であるダンスケ・バンク (Danske Bank) が、同行の海外支店の一つであるエストニア支店を経由した総額2千億ユーロ相当のマネー・ローンダリング事案に関して内部調査書を公表し、CEO が辞任を表明した。根本原因には、海外拠点に対するガバナンスの脆弱性もあるようである。海外業務を展開している主要行等におかれては、レピュテーション・リス

クのみならず海外当局からの行政処分も含め多くのリスクに晒されており、このような海外事例も一例として、グループそしてグローバルベースのマネロン・テロ資金供与対策の強化に取り組んでいただきたい。

#### 4. 役員面談からの気づきについて

- 当庁は、従来の金融レポートと金融行政方針を統合した「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」を 9 月 26 日に公表したさせていただいた。大手銀行については、健全性モニタリング態勢の強化と 8 月の意見交換会でも述べたテーマに関する水平的レビューを実施していく。
- これまでに実施したモニタリングの中で、経営陣幹部の方々と意見交換を行っており、所感を述べる。
- 1 つ目は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）とは、リスク・アペタイト・フレームワークの活用など、リスク管理態勢の高度化の進展について意見交換した。
- 全社的な態勢整備に加えて、当庁としては、CRO 自身がリスク管理の中でどのような責任と役割を果たしているかに注目している。
- こうした中、一部の金融機関では、CRO 自身が、CRO 職の責務について欧米 G-SIFIs を参考にしながら探求し、責任を果たそうとする取組みや、リスクに関する情報を感度高く得る仕組みの構築に不断的努力を続けている取組みがみられている。
- リスクテイクに対する牽制機能という面では、CRO が営業部門の案件に対する拒否権を有するのではなく、議論を通じて牽制機能を果たしていると意見があった。どのような実質的な議論が行われ、リスクテイクに影響を与えているのか、今後、さらに対話を深めていきたいと考えている。
- 特に、クレジットサイクルの転換を見据えた対応は重要なテーマで

ある。クレジットサイクルの見極めは難しいと思うが、「わからない」で終わるのではなくCROのリーダーシップの下で、予兆を捉える分析や、信用リスク管理の強化が行われることを期待している。

- また、「経済・市場環境の急激な変化への対応」についても重点的に検証していきたいと考えており、例えば、急変時にCROが機動的に対応し、リスクの把握や経営陣への報告、エクスポージャーの削減の検討指示など、必要なリーダーシップが発揮される態勢となっているかなど、今後も対話していきたい。
  
- 2つ目は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）との意見交換を通じて、各行では、
  - ・ 現場のリスクオーナーとしてのリスクカルチャー醸成を目的として、コンプライアンスにフォーカスした従業員意識調査の試行、
  - ・ 持株会社がグループベースのビジネスラインごとの重点戦略を踏まえたリスクの洗い出しを行い、各業態が統一目線でモニタリングの要否を検討する態勢の整備、など、グローバルベースでのビジネス規模の拡大や、グループベースでのビジネスの深化を踏まえた管理態勢の整備を進めていることを確認した。
  
- しかしながら、海外現法を含めグループ会社で足元見られている事案を踏まえると、持株会社による傘下各社に対する関与強化（指導・牽制）、海外当局とのコミュニケーション充実に向けた対応が必要であり、これらの対応を含めて、CCOによる主体的かつ積極的な関与・理解の下で、グループ・グローバルベースで実効的な管理態勢の整備が行われることを期待している。
  
- 当庁は、各行において持株会社によるグループ・グローバルベースでの経営管理・リスク管理態勢の高度化に向けた対応が、経営陣幹部（CxO）の強力なリーダーシップの下で、適時適切にとられることを期待している。また、当庁や海外当局の目線が日々変化しているので、各行の経営陣の対応状況については、密に対話を行っていきたい。

## 5. 今事務年度の「実践と方針」について

- 今事務年度の「実践と方針」について、主要行等に対する監督上の着眼点を説明する。
  - 一つ目は、経営環境が厳しい中での収益力強化に向けた具体的な取組みである。各行においては、デジタルイゼーションも活用した業務や店舗、人員の見直し等、様々な取組みを行っているものと承知している。今後も具体的な取組みを検討し、公表していくことと思うが、各行の皆様がこうした取組みを通じて、どのようなビジネスモデルを作っていきたいと考えているか、話を伺いたい。
- 二つ目は、各銀行が海外業務や海外資産を拡大する中で、海外当局とのコミュニケーションの充実を含めた法令等遵守態勢の確立や経営・リスク管理、ガバナンス態勢をグループ全体でどのように高度化しているか、確認していきたい。
- 三つ目は、銀・信・証のグループ連携強化の動きや手数料収入の拡大に向けて金融商品の販売に注力する動きの中で、優越的地位の濫用のおそれや顧客ニーズを無視した過度な営業推進が行われていないか、法令等遵守態勢や顧客本位の業務運営の観点から問題点について確認していきたい。
- また、
  - ・ 障がい者や高齢者、外国人材等の多様な顧客ニーズへの対応
  - ・ インターネット等を利用した非対面取引の安全対策や不正送金への対応
  - ・ 振り込め詐欺等の金融犯罪対策についても、引き続き、適切な対応をお願いする。

## 6. キャッシュレス化の推進について

- 10月2日の内閣改造後、5日に未来投資会議が開催され、新しい内閣の3年間の改革の議論が始まった。初回は今後の戦略についての議論が行われ、「第四次産業革命の実現」、「全世代型社会保障への改革」、「地方施策の強化」が3つの柱となっている。

- 今後は、これらの3つの柱について、未来投資会議で集中的に議論を進め、本年末までに中間的な報告をとりまとめ、来夏までに3年間の「工程表」を含む実行計画を閣議決定する予定。
- 第四次産業革命の実現については、雇用環境が一段と改善している今こそ、技術革新を現場に積極的に取り入れ、労働生産性の向上を図るチャンスであり、この3年間で勝負とされている。具体的な施策の一つとして、安倍総理から「誰でもどこでも、キャッシュレスで、支払・送金・サービスを受けられる社会を実現するため、金融法制の見直し、金融機関との連携促進などを検討」するとの御発言があった。また、総理が先頭に立つので、「安倍内閣の関係閣僚は、まさに全員野球の精神で、改革に向けた具体的な検討を進めて頂きたい」との御指示もあった。
- キャッシュレス社会の実現については、2017年の「未来投資戦略」においても、KPIとして、今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることが既に目標として掲げられている。
- 政府目標のKPIには口座振替や銀行振込が含まれていないが、当庁としては、皆様方が広い意味でのキャッシュレス化に取り組むことが重要と考えている。キャッシュレス化の推進は、個社において現金管理コスト等の経費削減や事務手続の効率化、ビッグデータの活用による販売機会の拡大などに資するのみならず、社会全体としての便益を高めることにもなると考える。近年、多様な業態の企業が決済分野に参入しているが、銀行は、膨大な預金口座や取引先を有しており、口座振替・銀行振込やデジタル通貨の提供、API接続等を通して、キャッシュレス化に大きく貢献できることと思う。
- 皆様におかれては、既に様々な取り組みを進めていることと思うが、利用者利便の観点から銀行業界で協力すべき分野については、協力・連携し、キャッシュレス化を先導していく気持ちで、取り組みを加速していただくよう、願います。

## 7. 電子決済等代行業者の登録について

- 本年6月1日より、改正銀行法が施行され、顧客の委託を受けて決済指図の伝達サービスや口座情報の取得サービスを行う業者については、「電子決済等代行業」の登録が必要となった。これまでに3社の登録を実施している。
- 改正法施行前から既にこうしたサービスを営んでいる業者については、経過措置により、本年11月末までは「みなし業者」として、登録を受けずとも営業が可能だが、引き続き営業を行う場合には、11月末までに登録申請を行う必要がある。
- 皆様におかれては、子会社や関連会社等に電子決済等代行業の登録が必要な先がないか、改めて御確認いただくとともに、API接続の申込があった先に対して、登録の有無を確認していただくようお願いする。

(以上)